

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

⑤

処 分 書

専 決 第 2 号

訴訟上の和解について

市営住宅明渡等請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年1月20日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 市営住宅明渡等請求事件（松山地方裁判所西条支部平成25年（ワ）第140号）
- 2 当 事 者
 - （1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
 - （2）被 告 （省 略）
- 3 和 解 条 項
 - （1）原告及び被告は、被告が本日、原告に対し、平成25年9月分までの滞納家賃及び督促手数料として金44万3,400円を支払い、原告がこれを受領したことにより、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）についての入居契約（以下「本件契約」という。）に基づく平成25年12月分までの家賃等が全て弁済されていることを相互に確認する。
 - （2）原告及び被告は、本件契約が、次の条件により、平成25年7月1日以降も継続していることを相互に確認する。